

○名古屋大学情報連携推進本部認証基盤サービス利用内規

(平成 22 年 6 月 24 日 内規)

改正 令和元年 12 月 26 日 内規 令和 2 年 4 月 1 日 名大内規

(趣旨)

第 1 条 名古屋大学情報連携推進本部情報基盤サービス利用内規（平成 22 年 6 月 24 日情報連携統括本部会議制定。以下「情報基盤サービス利用内規」という。）第 2 条の規定に基づく名古屋大学情報連携推進本部認証基盤サービス（以下「認証基盤サービス」という。）の利用に関し必要な事項は、この内規の定めるところによる。

(定義等)

第 2 条 この内規において「認証基盤サービス」とは、名古屋大学内における組織が情報通信技術を用いた各種サービスを提供するために必要な名古屋大学 ID、パスワード、電子メールアドレス、氏名、所属等の情報（以下「基本個人情報」という。）を名古屋大学情報連携推進本部（以下「推進本部」という。）のディレクトリサーバ（以下「サーバ」という。）に一括して格納し、その照会に応じるサービスをいう。

2 サーバの管理運用は、推進本部が行う。

(利用の資格)

第 3 条 認証基盤サービスを利用できるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 学内において各種の情報の電子的なサービスを提供する学内組織（情報基盤センターを含む。）が運営するプロバイダ（以下「学内情報サービスプロバイダ」という。）
- 二 その他統括本部長が認めたもの

(利用の申請及び承認)

第 4 条 学内情報サービスプロバイダが認証基盤サービスを利用するときは、別に定める書式により当該プロバイダを運営する組織の長を経て推進本部長に利用の申請を行い、その承認を受けなければならない。

2 推進本部長は、前項の申請を適当と認めたときは、これを承認する。

3 前項において、推進本部長が利用の申請を承認できる期間は、承認日が属する年度の 3 月 31 日までとする。

(基本個人情報の登録等)

第 5 条 認証基盤サービスにより提供することができる基本個人情報の項目は、推進本部長が別に定める。

2 基本個人情報の登録は、当該基本個人情報を保有する学内の部局等と連携の上、推進本部が行う。

3 基本個人情報の更新は、推進本部が行う。

(付加情報の追加等)

第6条 学内情報サービスプロバイダは、認証基盤サービスを通じて提供される基本個人情報にそれ以外の情報（以下「付加情報」という。）を追加したいときは、推進本部長の許可を受けなければならない。

2 付加情報の情報項目名の追加は、推進本部が行うものとし、当該付加情報の登録及び更新は、学内情報サービスプロバイダが行うものとする。

（情報の開示）

第7条 推進本部長は、学内情報サービスプロバイダから認証基盤サービスにより照会することができる情報項目名及びその利用範囲について情報基盤サービスの利用者から開示するよう請求があったときは、これに応じなければならない。

2 前項の規定に基づき、学内情報サービスプロバイダは、前項の情報基盤サービスの利用者に対して、認証基盤サービスにより入手することができる情報の項目名、利用目的及びそれらの情報を開示できる範囲を示すものとする。

（利用者の責務）

第8条 第4条第2項により認証基盤サービスの利用を承認された学内情報サービスプロバイダは、認証基盤サービスの利用に当たり、情報基盤サービス利用内規に規定する事項を遵守しなければならない。

2 学内情報サービスプロバイダは、認証基盤サービスを通じて入手した情報を、複製、販売、出版その他いかなる方法においても目的外に利用してはならない。

（利用の制限等）

第9条 推進本部長は、学内情報サービスプロバイダがこの内規又はこの内規に基づく定めに違反したと認められる場合は、一定期間当該学内情報サービスプロバイダの認証基盤サービスの利用を制限し、又は停止することができる。

2 推進本部長は、前項により認証基盤サービスの利用を停止したときは、推進本部会議に報告しなければならない。

（雑則）

第10条 この内規に定めるもののほか、認証基盤サービスの利用に関し必要な事項は、推進本部会議の議を経て、別に定める。

附 則

この内規は、平成22年6月24日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則（令和元年12月26日 内規）

この内規は、令和元年12月26日から施行する。

附 則（令和2年4月1日 名大内規）

この内規は、令和2年4月1日から施行する。